

地域社会や環境との共生に関する取組

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があつては

じめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

第1節 地域社会や環境との調和にかかる施策

防衛大綱は、近年、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化などが進んでおり、防衛施設である自衛隊施設や在日米軍施設・区域の周辺の地方公共団体や地域住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要になっているとしている。

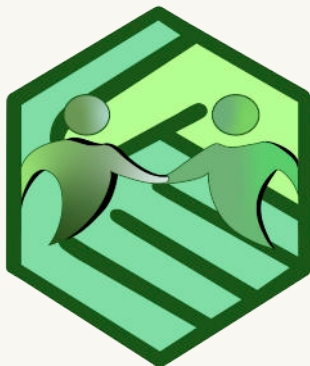
このため、地方公共団体や地域住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習などの実施にあたっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する

解説

防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムについて

防衛省・自衛隊は、安全保障政策への理解促進や防衛施設周辺地域の方々の生活環境改善など、様々な形で地域社会との調和に取り組んでいます。こうした取組について、国民の皆様により一層ご理解いただくため、昨年7月、防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムを作成しました。このエンブレムは、防衛省の補助事業

で整備した施設などへの標示や各種イベントのパンフレットでの使用など、防衛省全体で幅広く活用しています。防衛施設周辺地域の方々のみならず、広く国民の皆様に「地域社会との協力を係る施策」への積極的な取組を知っていただくとともに、防衛省・自衛隊をより身近なものとして感じ取っていただきたいと考えています。



防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム

【コンセプト】

背景に握手のデザイン、前面に人と人が手を取り合うデザイン、そして緑色の色調により、防衛省が国民の皆様のご理解とご協力のもと施策に全力で取り組んでいく意思を表しています。



エンブレムの活用例

- 補助事業で整備した除雪車両（北海道釧路町）での標示



こととしている。

1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、2021年度の処理実績は1,255件（約31.9トン）で、沖縄県での処理件数が全体の約34%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、2021年度の処理実績は、2,646個（約4.0トン）であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲

で開放するなど、地域住民との交流に努めるほか、各種の運動競技会において輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。

さらに、国などの方針¹を踏まえ、分離・分割発注²の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保³及びオープンカウンター方式⁴の導入など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っている。

□ 参照 資料64（市民生活の中での活動）

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

(1) 自衛官の募集及び就職援護への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

(2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかわ

りを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続の支援・協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化している。

3 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協関係の構築に努めている。2021年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、馬毛島における自衛隊施設の整備、陸自V-22の佐賀空港配備計画などについて、地元説明を実施した。また、すべての

都道府県、市町村に対して防衛白書の説明を実施したほか、前年度に引き続き、コロナ禍における防衛問題セミナーのオンライン開催を継続するなど、防衛政策全般に対する理解促進のための施策を実施した。

□ 参照 図表IV-6-1-1（地方協力確保事務について）

1 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（2021年9月24日閣議決定）

2 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグループ分けし、そのグループごとに落札者を決定する方法

3 A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争することとしている。

4 オープンカウンター方式とは、基準額以下の物品などを調達する際、従来のように特定の事業所と見積合せをせず、その調達案件を公募することで、多くの事業者から見積書を提出してもらう、いわゆる「公募型見積合せ」のことをいう。

図表Ⅳ-6-1-1 地方協力確保事務について

1 各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策

自衛隊の部隊改編等・米軍の訓練等にかかる地元調整

2 自衛隊等がかかわる事件・事故への対応にかかる施策

自衛隊等と連携を図り地方公共団体等への情報提供等の必要な協力

3 各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策

大規模災害等における自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

4 広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナー等の実施

4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

1 防衛施設の特徴と周辺地域との調和関連事業

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、2022年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約29%、76の専用施設のうち30施設を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸による騒音などが、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすという問題もある。

そのうえで、防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省は、1974年以来、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）などに基づき、自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場を

はじめとする防衛施設の設置・運用により、その周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

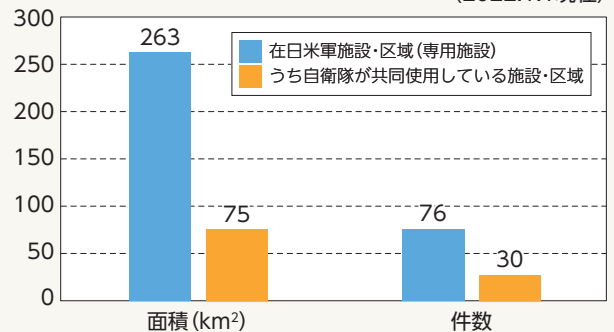
2011年には関係地方公共団体などからの要望などを踏まえて同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施している。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金について

図表Ⅳ-6-1-2

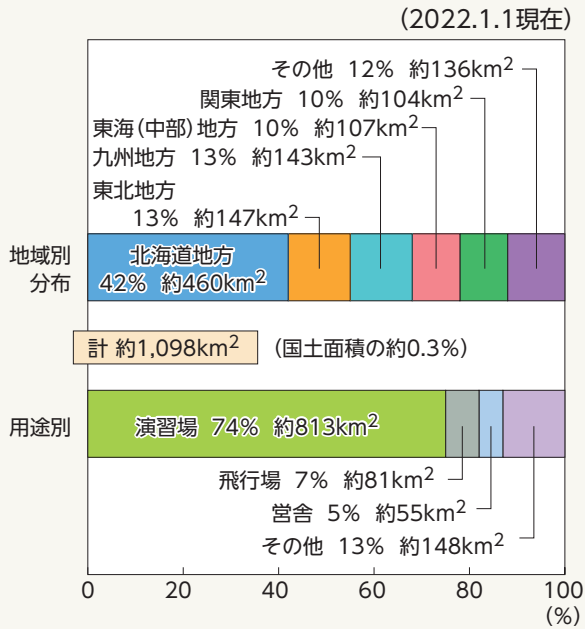
在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況

(2022.1.1現在)



(注) 面積の計数は四捨五入している。

図表Ⅳ-6-1-3 自衛隊施設（土地）の状況



(注1) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 (注2) 「地域別表章に関するガイドライン」に基づき、2022.1.1現在から地域ブロック区分を類型Ⅰに変更。

図表Ⅳ-6-1-5 令和4（2022）年度 基地周辺対策費（契約ベース）

(単位：億円)

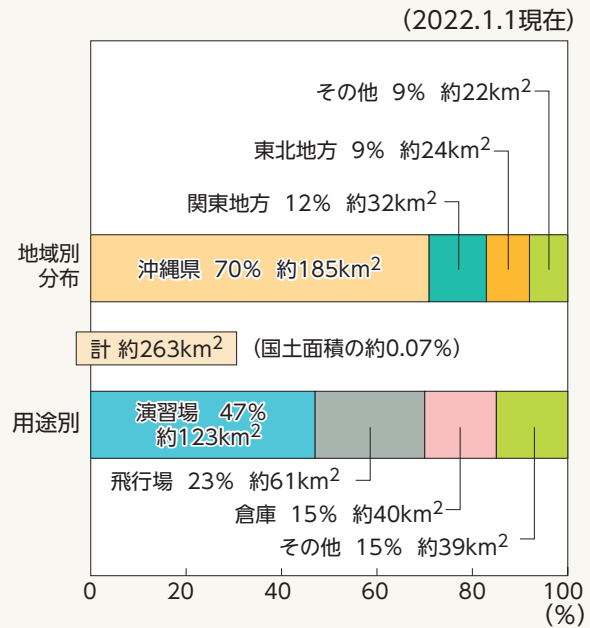
事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	115	15
騒音防止事業	545	147
移転措置	50	1
民生安定助成事業	231	136
道路改修事業	59	24
周辺整備調整交付金	194	34
その他事業	13	6

は、2014年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上を図っている。

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

参考 図表Ⅳ-6-1-2（在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況）、図表Ⅳ-6-1-3（自衛隊施設（土地）の状況）、図表Ⅳ-6-1-4（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）、図表Ⅳ-6-1-5（令和4（2022）年度基地周辺対策費（契約ベース））、資料65（在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む。）別一覧）

図表Ⅳ-6-1-4 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

2 在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維持は、わが国の安全を確保する上で極めて重要な要素である。

そのうえで、在日米軍の安定的な駐留のためには、防衛施設周辺の地方公共団体や地域住民の方々の理解と協力を得ることが不可欠である。

このため、日米防衛相会談をはじめ様々なレベルで米側との認識共有を図るほか、在日米軍の部隊運用などに関する地方公共団体などとの調整、在日米軍再編にかかる交付金等の交付、事件・事故発生時の地方公共団体などへの速やかな情報提供、在日米軍と地域住民の交流の促進など、様々な取組を不断に行っていくこととしている。

(1) 在日米軍の部隊運用に関する地方公共団体などとの調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備の配備などに際し、その都度、関係する地方公共団体及び地域住民に対して事前に説

明するなどの調整を実施し、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

(2) 在日米軍再編を促進するための交付金等

再編交付金⁵は、再編⁶を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業⁷の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。

2022年4月現在、8防衛施設10市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置により追加的な施策を実施している。

□□ 参照 資料66（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

(3) 在日米軍の運用における安全確保など

在日米軍の運用にあたって、地域住民の安全確保は大前提であり、事件・事故はあってはならない。

防衛省としては、米軍機の墜落、緊急着陸⁸、部品落下・遺失などが発生した際には、米側に対し、安全管理及び再発防止の徹底並びに速やかな情報提供を求め、得られた情報は直ちに関係自治体などに説明しているほか、事件・事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

わが国としては、地元の不安や懸念を踏まえ、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、安全な運用の確保を最優先の課題として、日米両国で緊密に協力して取り組んでいる。

また、米軍人などによる飲酒に起因する事件・事故については、防衛省としても懸念しており、米側に対して、累次の機会を通じて、綱紀粛正や隊員教

育を強化するよう申し入れている。

米側においても、夜間飲酒規制措置、一定階級以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなど、対策を実施しており、今後も日米間で協力して、飲酒事案の再発防止に努めていくこととしている。

(4) 在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方公共団体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民の方々と米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行う「日米交流事業」を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）、ホームページ・ソーシャルメディアを活用した情報発信など、地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。

(5) その他の措置（自衛隊にかかるものも含む）

① 漁業補償

防衛省は、自衛隊又は在日米軍が水面を使用する訓練などのため、法律又は契約により制限水域を設定し、これに伴う損失を補償している。

② 基地交付金等

総務省所管の防衛施設に関する交付金の制度である国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「基地交付金」という。）及び施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）についても、防衛省は、各種情報提供などの協力を行っている。

基地交付金は、米軍や自衛隊が使用する飛行場等の施設が市町村の財政に著しい影響を与えていることから、固定資産税の代替的性格を基本として、当該施設が所在する市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍資産に対する固定資産税が非

5 令和4（2022）年度予算で約41億円

6 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱うこととしている。

7 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

8 航空機の航行に影響する異常が発生した場合に、その危険を回避するために速やかに行う着陸

課税とされていることや、米軍の軍人や軍属にかかる市町村民税等が非課税にされていることから、米

軍資産の所在する市町村に対して交付されるものである。

5 国家行事への参加

自衛隊は、国家的行事において、天皇、国賓などに対し、儀じょう、と列、礼砲などの礼式を実施している。諸外国からの国賓や公賓などがわが国を訪

問した際の歓迎式典などにおける儀じょうは、国際儀礼上欠くことのできない行為である。

6 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組

1 セキュリティ確保に伴う警戒監視など

防衛省・自衛隊は、政府のセキュリティ幹事会において決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」を踏まえ、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視などの各種任務に従事し、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に貢献した。

隊員がオリンピック競技大会に出場し、同校過去最多となる5個のメダル(金3、銀1、銅1)を獲得した。

3 式典等大会運営への協力

防衛省・自衛隊は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から依頼を受け、大会に先立ち、聖火到着式におけるブルーインパルスによる展示飛行及び音楽隊による演奏、同組織委員会のサイバーセキュリティ対策にかかる協力、陸上自衛

2 自衛官アスリートの活躍

防衛省・自衛隊は、従来から選手を育成してきた9種目(レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種)に加えて、2017年度から女子ラグビー及びカヌーを特別体育課程として設置し、11種目の選手育成・強化を行い、東京2020大会に向けた自衛官アスリートの育成を推進してきた。

その結果、自衛隊体育学校から10種目に17名の



東京上空を飛行するブルーインパルス



資料：東京2020オリンピック特設ページ

URL：<https://www.mod.go.jp/j/publication/olympic/index.html>



動画：パラリンピック ブルーインパルス展示飛行 総集編

URL：<https://youtu.be/TFKF5pdiMSU>



隊朝霞訓練場をはじめとした自衛隊施設の無償提供を行った。

大会時においては、約8,500名の隊員により、国旗等掲揚、射撃競技会場における医療サービス、自転車競技における救急搬送、セーリング競技にお

ける海上救護、会場内外の整理及び競技（アーチェリー、射撃、近代五種）における運営協力を行った。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の各開会日において、ブルーインパルスによる展示飛行を実施した。

7 南極地域観測に対する支援

自衛隊は、文部科学省が行う南極地域における科学的調査に対し、南極地域観測が再開された1965年から砕氷艦「ふじ」を、1983年以降は砕氷艦「しらせ」を、2009年以降は砕氷艦「しらせ」（2代目）をもって人員・物資の輸送及びその他の協力を行っている。

2021年11月から2022年3月の第63次南極地域観測協力においては、のべ135名の人員輸送、約1,140tの物資輸送、艦上観測支援、野外観測支援及び基地設営支援を実施した。

□□ 参照 資料67（南極地域観測協力実績）



夜間氷海航行中の「しらせ」

8 部外土木工事の受託

自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体が行う土木工事などの施工を受託している。陸自は、創隊以来8,271件の部外土木工事を受託している。

こうした活動により地域の災害対策に貢献するとともに、地域との連携を強化している。

□□ 参照 資料68（部外土木工事の実績）

9 その他の取組

1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が多発している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落な

どの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、2016年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金な



動画：第62次南極地域観測行動
URL：<https://youtu.be/aYR4gbB6fwg>

どが科せられることとなった。

2 防衛施設の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があるが、これらの施設に対する危険が生じれば、わが国を防衛するための基盤としての機能に重大な支障をきたしかねない。このため、2019年6月13日、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行が禁止されることとなった。2022年3月末現在、主要部隊司令部などが所在する149の自衛隊の施設及び30の在日米軍施設・区域が対象施設に指定されている。

参照 資料69 (小型無人機等飛行禁止法に基づき対象防衛関係施設に指定された施設一覧)

3 重要土地等調査法に関する対応

防衛省は、2013年12月に策定された「国家安全保障戦略」において、安全保障の観点からの防衛施設周辺における土地利用等の在り方について検討することとされたことを踏まえ、2013年度から防衛施設に隣接する土地所有の状況について、計画的に

把握するための調査を行っている。2020年7月17日に、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について」(いわゆる「骨太の方針2020」)を閣議決定し、その中で、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされたことを受け、内閣官房において、「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」からの提言などを踏まえながら検討がなされ、2021年3月26日に、政府は、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(いわゆる「重要土地等調査法案」)」を閣議決定し、第204回国会に提出した。同年6月16日に、本法案は可決・成立し、同月23日に公布された。本法は、安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、重要施設の周辺や国境離島などにおいて、その機能を阻害する土地などの利用を防止するため、内閣総理大臣が区域指定を行い、当該区域内の土地などについての利用状況の調査や利用規制などの措置を行うことについて定めるものである。本法は、国防上の基盤である防衛施設の機能発揮を万全にする観点からも、大きな意義がある。同月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021について」(いわゆる「骨太の方針2021」)において、「重要土地等調査法の執行体制を早期に整備し、同法施行後、速やかかつ着実に土地等利用状況調査等を進める」旨明記されており、防衛省としては、内閣府が行う土地等利用状況調査等への協力体制を整備したうえで適切に対応していくこととしている。